

第18回 行政手続部会 議事録

1. 日時：平成29年6月12日（月）9:57～11:34

2. 場所：合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室

3. 出席者：

（委員）高橋滋（部会長）、森下竜一（部会長代理）、大田弘子（議長）、野坂美穂、
原英史、吉田晴乃

（専門委員）大崎貞和、川田順一、佐久間総一郎、堤香苗

（政府）羽深内閣府審議官、松永内閣官房内閣審議官

（事務局）刀禰次長、石崎参事官、大槻参事官

4. 議題：

（開会）

1. 「調査（統計調査以外）」の取りまとめ

2. 入札・契約の手の簡素化の取組の考え方（たたき台）及びその修正案

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 定刻より前の時間でございますが、おそろいでございますので、第18回「行政手続部会」を開会させていただきます。

本日はお忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

國領専門委員が御欠席でございます。

本日は大田議長にも御出席いただいております。ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。本日も、統計調査以外の調査及び行政への入札・契約に関する手続について御議論を頂戴したいと思います。

まず、前回の部会において御議論をいただきました統計調査以外の調査の取りまとめ(案)につきまして、最終的な取りまとめを私から御報告することになっておりました。まず、この点、御報告を申し上げたいと思います。

お手元の資料1-1を見ていただければと思います。そのうちの2ページ目でございます。前回、3.（1）の最後のパラグラフ「他方」から「伝達することとする」までのところでしたが、ここが非常に長くて意味が分かりにくいという御指摘を頂戴しましたので、その点を修正させていただきました。すなわち、文章を2つに分けて、「検討する」というところで切って、さらに各省にというのをその冒頭に付けたということがあります。この修正により、読みやすくなったのではないかと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○高橋部会長 御指摘を議長に頂きまして、ありがとうございました。

それでは、このような形で取りまとめとさせていただきますので、御了承いただきたいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、取りまとめを踏まえ、各省庁が行政手続コスト削減に向けて対応の必要のある事項、要するに、分かりやすく取り組んでいただくということが重要だと思いますので、これをお示しするということを考えております。その案につきまして、事務局から御説明を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

○大槻参事官 資料1-2をご覧ください。先程、資料1-1の取りまとめがございましたけれども、こちらは統計調査との相違点の説明だとか、調査の特性についての説明が多く含まれていまして、各省庁が具体的に取り組むべき事項が最後まで読まないといけない構成になっております。そこで、調査については、随時その時々の方針の必要性に応じて行われることが多いということを考えますと、各省庁の現場の担当者が調査を行おうとするときに行政手続コスト削減に向けて対応の必要性のある事項をよく承知して、迅速に対応していただくことが重要かと思えます。

このため、資料1-1の取りまとめに基づきまして、各省庁の調査の担当者の視点で行政手続コスト削減に向けて何をしたらよいか分かりやすく理解できるように、対応の必要のある事項として再整理をしたものでございます。以下、御説明いたします。

1番目、正に対応の必要がある事項ということで、(1)各省庁は、調査に対する報告者の負担の声の受付、調査部局・作成部局への橋渡し、調整等について、EBPM推進統括官の総括の下で行うこととし、必要な体制を整備することとあります。EBPM推進統括官の仕組みを活用した取組は、この(1)のほか、下の(2)にも出てくるのですけれども、まずは必要な体制を整備していただくということが時系列的に1番目に来るということで、最初に掲げております。

それから、注1、注2で取組の対象、取組の必要がある調査について何かが分かるようにしてございます。

(2)のところですが、調査を行おうとする者は、その設計等に先立って、求めるデータの有無や所在を、自省庁のEBPM推進統括官に確認することにより、調査実施前に、類似調査の実施状況を把握し、調査実施の要不要も含めた検討を行うこととしております。EBPM統括官の仕組みを利用して、類似調査の事前確認をしていただくということでございます。その結果、他に参照できるような既存のデータがある場合は、必要のない調査の場合でございますので、そういった場合はそもそも調査を行わないということも含めて検討いただくということでございます。

(3)調査を行おうとする者は、その設計に当たっては、「行政手続簡素化の3原則」及び「行政手続コスト削減に際し取り組むべき事項」を踏まえた必要な検討を行うこととございます。3原則は、御承知のとおり、電子化の徹底だとか、同じ情報は一度だけの原則などですが、調査に関しまして、調査のオンライン利用だとか、仮に定期的に行

う調査であれば、前回提出した情報から変更点がなければ二度提出しなくても済むようにするなど、こういったことも考えられます。

また、コスト削減に際して取り組むべき事項に関しては、例えば、根拠の不明な調査としないようにしっかり説明するだとか、その旨を調査票に明記する、こういったことも考えられるところでございます。

(4) 調査を行おうとする者は、その設計に当たっては、事業者との協働による調査設計を行う、報告者の声を求めるなどにより、報告者の負担軽減に配慮した調査票の作成、調査の実施方法の検討を行うこととございます。この事業者の協働というのは、いろいろなやり方があるかもしれませんが、例えば事前に説明会を開催して、そこで出てきた事業者の意見も酌み取りながら、調査票を改善していったり、例えば、調査の回数だとか頻度の検討を更に行うといったことも含まれるのではないかと思います。

2 ページ目に入りまして、(5) ですけども、調査を行おうとする者は、今後、統計委員会が実施を予定している報告者の声の募集において、個別の調査についての具体的な改善の提案の声があった場合には、統計委員会事務局の協力を得て、規制改革推進室から各省庁に連絡を行うので、具体的な改善の提案の声を踏まえた対応案の検討を行うこととございます。これは今後、統計委員会が報告者の声の募集を検討して、具体的な検討を更に進めると聞いておりますので、それにあわせて、規制改革推進室のほうでも必要な対応を行い、各省庁に対応案の検討を行うことを求めていると思っております。

「2. 行政手続部会におけるフォローアップ」ということで、上記1. の各事項については、本年9月以降、行政手続部会が行う、各省庁の取組についてのフォローアップの対象となりうるとございます。これはもともとの3月の行政手続部会取りまとめに関係していることとございます。これは重点分野であります「調査・統計に対する協力」に含まれるものでございますので、これらのフォローアップの対象とされるということを確認的に記載したものでございます。

このような、「必要のある事項」につきまして、それぞれ資料1-1の取りまとめの関連部分がございますので、参照ということを付けてございます。

私の説明は以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等がありましたら、よろしくお願いたします。いかがでしょうか。

では、佐久間専門委員、お願いします。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。

この取りまとめ自身についてどうこうという話ではなくて、第2期のこの部会での取組をどうすべきか、どうしたらいいのかということに関してのコメントとして、2、3申し述べさせていただきたいと思っております。

前回、私は欠席をいたしました。そこでの議事のやり取り等は見させていただいて、

やはり1つ違和感があったのは、定期的と不定期。これは書き分けていただいたということで、前々回、私が申し上げたようなことも踏まえていただいているので、これは感謝したいのですけれども、たしか定期的な統計調査以外のものが1、2件といったようなものしかなかったということでの議論が前提になっていたので、この点については違和感がございまして、ぜひ2期では、ニーズの把握はもう少し徹底してやっていっていただきたい。その上で、もしそれがそれなりの量があるのであれば、やはり効率的に進めるという観点では20%削減とか、そういう数値的な目標もマッチしなくもないということになるのではないかと思います。これはコメントということでございます。

以上です。

○高橋部会長 2期についてどうするのかは、また議論していきたいと思っております。漏れなくやっていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 この部会の議論はすべて3原則に基づいた簡素化を行うことになっているのですけれども、そして必ずデジタルファースト、すなわちデジタル化が前提になっている。ところがeガバメントについては違ったプロジェクトチームがデジタル化についていろいろなプランを立てて実行しようとしている。その方向性や進行状況が、恐らく、今議論しているこの調査のところに関しても、デジタル化ということに関わってくる。たとえばIT戦略室・CIOオフィスがどのように関わってきているのか詳細はよく分かりませんが、その進捗というかプランというものを我々も把握しないと、ちゃんとしたフォローアップができないのだろうと思っております。

今回の改善の大原則はデジタル化、デジタルファーストとですので、ネットワークやIT化がどのように行われるか、知らないで情報の取扱いという点での外れになる可能性もある。したがって関連する組織が、どこかで情報共有することが、今後、我々が正しい効率的なフォローアップをしていくためにも必要だと思っております。このデジタル化についてはこの部会ではないと言われておりますので、その進捗状況を把握して、たとえばスケジュールとか工程を知って、フォローアップをすべきだと思っております。

○高橋部会長 これは事務局から御回答をいただければと思っております。

○大槻参事官 吉田委員がおっしゃったのは、調査のこともそうですし、次の資料の入札・契約のところに出てきているチームの関係だと思っておりますけれども、それのみならず、手続部会取りまとめ全体のいろいろな項目につきまして、正にデジタルファーストの原則が定められたところであります。これらにつきましては、やはりIT本部、IT戦略室が担当している部分が多うございまして、彼らがこれからどのような取組をしていくのか、その進捗状況は絶えず聞きながら、連携を取りながらやっていくのはもちろんのことだと思います。

○吉田委員 それはアレンジしていただけるということでしょうか。そのスケジュール感、工程というのが大原則だと思っております。というのは我々の3原則の大原則、そ

これを把握した上で、フォローアップをしていくということは絶対に必要なのではないかと
思うところですので、よろしく願いいたします。

○高橋部会長 では、刀禰次長、よろしく願いします。

○刀禰次長 今の御指摘の点、正に、先程、部会長が言われたような第2期の運営をどう
していくかということだと思しますので、御意見があればお寄せいただいて、第2期の進
め方については、また部会長と御相談しながら、皆さんにお諮りしていくことになろうか
と思ひます。

今の御発言について、この調査との関係で言いますと、デジタルファーストとは言いま
すが、調査はアドホックに行っていくのが基本ですし、たまたま毎年やっているものがあ
っても来年以降やるのが法的に義務づけられているわけではないので、恐らくシステム
を組むというよりは、むしろ文章ではなくてネットでちゃんと簡易な形で答えられるよう
にしようとかそういう話だと思いますので、統計調査以外の調査に関するものについては、
将来は分かりませんが、現状においては、IT戦略室が政府全体の調整をするとかいう大
掛かりなものではなくて、恐らく個別の担当者がやるときに、正に3原則にのっとりど
こまで事業者の負担を少なく効率的にできるかということだろうと思っております。それ
以外の部分は、今、申しあげました契約を含めていろいろな話がございしますので、そこ
については正に第2期の進め方かと思っております。

○吉田委員 でも、情報共有の場は設けていただけるということでよろしいですね。

○高橋部会長 第2期にどうするかという話をこれからしようとしています。当然、各省
の計画を見る前提として、内容を我々はきちんと把握しなければ作業はできないと思いま
す。そこで、IT本部と相談して、直接来ていただけるのであれば来ていただこうとは考
えております。ただし、向こう側との調整もあるので、少し議論させてください。

○吉田委員 ぜひよろしく願いいたします。新しくデジタル化したプラットフォームの上
に、ここで議論されている調査であったり、入札・契約といった“新しいタワー”が立つ
というイメージも持っておりますので。情報共有によっては大原則の理解が同じになった
ところで、スケジュールや可能なイノベーションを見て、私たちも正しいアプローチがで
きると思うのです。

○高橋部会長 では、部会長代理、どうぞ。

○森下部会長代理 國領先生は副CIOか何かではなかったですか。違いましたか。

○大槻参事官 國領先生は、IT本部の会議の主査をされていますけれども、副CIOで
はないと思ひます。

○森下部会長代理 あとは神成先生だったかな。

○吉田委員 向井さんですね。

○大槻参事官 政府の副CIOは、昨年秋に私どものヒアリングにも来ていただいた向井
審議官でございます。

○森下部会長代理 一度お話を聞くなりして密接にするというのはいいのでしょうかけれど

もね。前からずっと吉田さんが言われているけれども。

○吉田委員 何か理由があるのかな。30分でも、1時間でもこういう構想ですというのがあると、そういうアプローチで皆さんをフォローアップできると思うのです。ここは大きな前提だと思っております。

○高橋部会長 先生方から強い声があったのを踏まえまして、事務局ときちんと調整して、そういう場ができるように努力したいと思えます。よろしくお願いします。

議長、どうぞ。

○大田議長 対応の必要のある事項をまとめていただいたのは大変いいと思うのですが、実際に実行されたかどうかという確証は得られませんので、できればチェックシートを作って、まず体制を整備したかどうか、前例のデータの有無を確認したかどうか、等を点検してはどうでしょうか。

今の3原則についても、吉田さんが言われたほど大きい話ではないのですが、以前にヒアリングした際に、アンケート調査自体が電子メールで来れば、対応の部署にすぐ回せるといったような意見もありましたので、デジタル化はしているのかどうかといったチェックシートを作るということは考えられないのでしょうか。

○高橋部会長 どうでしょうか。

○刀禰次長 このフォローアップを、今後、9月以降に行っていくわけですがけれども、1つは、今のお話で言うところのEBPM推進統括官の体制が各省でどのようにできているか、そこを確認しませんが、多分実行性あるチェックシートにならないと思いますので、一個一個の細かい調査は前にも申し上げましたように個別の担当課が個別に日々やっているものですので、そこをいきなり個別に見に行くというよりは、まずはEBPM推進統括官の体制がどのようにでき、各省内における(2)のような確認体制がどうなっているか、そのあたりを把握した上で、その段階で、もししっかりチェックする体制ができてればその確認で済むわけですし、逆に、統括官の体制が必ずしもチェックをする体制になっていなければ、そちらで直していただくのか、こちらからそういうチェックシートを作るのか、そういう議論をきちんとやっていく必要があるかと思っております。

○高橋部会長 議長、よろしいでしょうか。

○大田議長 分かりました。

○高橋部会長 他はいかがでしょうか。何かございますればお出しただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、御議論を頂戴しましたので、この件につきましては、ここまでとさせていただきます。各省庁においての対応の必要ある事項については、こういう形で取りまとめということでお願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○高橋部会長 それでは、統計調査以外の調査につきましては、取りまとめ及び各省庁において対応の必要のある事項を、各省庁に対して速やかにお示しして、取組を開始してい

ただきたいと思います。

それでは、次の議題に移りたいと思います。入札・契約につきましては、これまでの議論を踏まえまして、取組の考え方について事務局にたたき台の作成をお願いし、各省庁にも意見照会を行っていただきました。それを踏まえた修正案等の状況について、事務局より御説明を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

○大槻参事官 資料2をご覧ください。入札・契約についての取組を取りまとめるためのたたき台の案となっております。部会長からも御説明がありましたように、事務局で検討しまして、6月5日時点の案を作成いたしました。たたき台には各省庁が検討を行うべき事項が記載されておりますので、各省庁の意見を聞いてみないと、本当にそれがうまくいくのかどうか分からないところもございます。したがって、たたき台につきまして、部会長の了解を得た後に、各省庁の意見をお聞きし、必要な修正を事務局で行ったものを見え消しで、その修正案としまして、本日付のものとして部会にお諮りする次第でございます。

最初は1ページ目、「1. 入札・契約に関する手続の所管」とございますが、これまでの部会で事務局が制度について勉強しましたこと、また、関係省庁のヒアリングの結果を踏まえて手続の段階、種類ごとにファクトを整理したものです。

最初は物品・役務の列が真ん中にございますけれども、入札参加資格審査は各省庁が行っております。※にありますけれども、これに係るオンラインシステムは総務省が所管しています。

また、公募、入札、開札は各省庁が行っています。これらの入札・契約に係るオンラインシステムは総務省が所管をしています。

それから、随契ですけれども、相手方の決定は各省庁が行っています。

契約の締結も各省庁が行っています。ただし、※で、入札・契約に係るオンラインシステムは総務省で所管をしております。

次に、右の建設工事・測量等の列ですけれども、経営事項審査は国土交通省が所管をしています。

入札参加資格審査は同じく各省庁が行います。ただし、※で、オンラインシステム（インターネット一元受付）は国土交通省が持っております。

それから、公募、入札、開札は各省庁が行います。

随契の相手方決定も同じく各省庁が行います。

契約の締結も各省庁が行います。

注がございまして、国は会計法、予決令によりまして、地方公共団体は地方自治法、同法施行令によりまして、上記の手続が規定されているということでございます。

2ページ目でございます。「2. 契約の種別の簡素化の取組」ですけれども、契約の種別によりまして、制度や運用が異なっていると御説明いたしましたので、各々について簡素化の取組を記載しております。

「1. 物品・役務」ですけれども、「(1) 現在進められている取組」として、国・地方 I T 化・B P R 推進チームの取組がございます。これは1つ目のポツですけれども、eガバメント閣僚会議のワーキンググループとして政府 C I O を主査とするチームでございます。

2つ目のポツで、国・地方を通じた I T 化、業務改革について検討を行うということでございます。ここの部分は修正を施してありますけれども、原案では、次に掲げる課題というのは具体的に何が分かりづらいため、このような修正をチームの事務局の I T 室から御意見をいただいた上で、修正したものでございます。

3つ目のポツです。チームの報告書が5月19日にございましたけれども、調達関係の業務についても、目標と今後の取組予定がございます。簡単に御紹介しますと、その下の箱の中ですが「目標」とありまして、政府調達に関し、入札参加資格審査から契約までの事務を一貫して電子化し、対面・書面によらない応札・契約を原則とするとともに、公共調達市場における事業者の参加機会を拡充・柔軟化し、入札参加コストの軽減と調達コストの軽減をもたらす。これに合わせ入札資格情報や調達情報を国・地方間で共有するとともに、自治体のシステム利用を可能とすること等により、国・地方における調達業務に係る事務量の総量を提言する。K P I は、電子応札率60%が定められてございます。

3ページ目でございます。主なものを御紹介いたしますと、1つ目の○ですが、各省庁における調達事務を見直し、電子調達システムの利用を原則とする事務遂行の早期の定着を図る。それから、事業者に対して理解を求め、電子応札・電子契約を勧奨するものとする。

3つ目の○ですけれども、電子委任状の普及の促進に関する法律案の成立に備えて、その施行に向けた準備を進めるとともに、マイナンバーカードと電子委任状に対応した電子調達システムの開発に着手し、29年度末以降の利用を図る。

その次の○ですが、31年度以降については、全府省において、特殊な入札案件を除き、電子応札を競争に参加する者の条件とする等、電子入札を原則とする運用を行う。

その下の○ですが、上記の電子調達システムを自治体が利用できる道を開き、自治体のシステム投資の負担を軽減するとともに、国・地方を通じた電子入札・電子契約を推進する環境整備の一助とする。

その下の○ですが、電子調達システムによる入札資格情報や調達情報について、28年度における国・地方間での共有の在り方の検討や技術的実証の検証結果を踏まえ、調達ポータルサイトの利活用や、法人番号及び A P I を活用した調達情報等のオープンデータ化を積極的に推進するとございます。

この四角の外ですけれども、ついでに現在進められている取組としまして、総務省からのヒアリングの際に説明のありました政府調達の手続の電子化推進省庁連絡会議についての追記をいたしたところでございます。

おめくりいただいて、4ページ目でございます。「(2) 省庁横断的な課題と対応」ですけれども、これまで部会で御説明しましたヒアリングあるいは事業者に対するアンケート

調査で把握した課題を整理したものに基づいて、対応案を考えたところでございます。

最初は、競争入札参加資格審査のところですが、提出書類の作成負担が大きい、次が、行政機関が保有している情報の提出が求められるとありまして、少し修正を施してありますけれども、取り寄せ先も多岐にわたるとあったのですが、国の統一資格については、公的機関が発行する証明書で必要となるものは法人の場合は2種類、登記事項証明書と納税証明書、個人の場合は1種類、納税証明書でありまして、これらの証明書は各窓口での交付請求のほか、郵送やオンラインによる交付請求が可能になっているという指摘を踏まえたものでして、2種類、1種類を多岐にわたると表現することは適切ではないと判断し、修正をしたものでございます。それから、独法が参加資格要件を設定している場合がある。

それから、「入札について」とありまして、ここが赤字になっておりますけれども、これは分類誤りで、もともと入札参加資格と一緒に書いてあったのですけれども、こちらは個別の入札契約に係るものということで新たに項目を作っております。

1番目、政府電子調達の利用環境が古く、新しいパソコンでの利用ができないとありますけれども、こちらは各省庁からシステムを利用する際のソフトウェア環境は最新のものであるといった意見もございましたので、アンケート調査でこういった意見を御提出された事業者に意見内容を確認する必要があるということで、Pを付したものでございます。

それから、政府電子調達の添付ファイルのデータ容量の上限が低いとございます。

これらに対する対応案ですが、調達総合情報システムにおける統一参加資格申請時の提出書類について、各省庁の協力を得つつ、総務省が中心となり見直しの検討を進めるとございまして、修正を施してありますけれども、一部の省庁からの意見も踏まえまして、原案の記載の趣旨を明確化したものでございます。

こちらについては総務省からも意見がありまして、提出書類は予決令等の要請に基づく必要最小限のものと、法人の場合は5種類、個人の場合は4種類としていまして、会計法等の制度所管省庁、財務省及び各省庁において見直しの必要性も含めた検討が必要と考えられる。総務省は資格審査に関する事務取りまとめ省庁であり、競争参加者の資格等に関する制度を所管しているものではないという意見が出ておりまして、本件につきましては、取組の中心は法令改正ではなくて運用改善であること、また、先程、取組の事例ということで、電子化の推進の省庁連絡会議があるとございましたけれども、こういった省庁連絡会議の場を活用して検討することはできないかということをご想定しておりますことから、事務局としては、原案のような表現とさせていただきます。ただ、総務省とまだ調整がついていないという意味で、Pを付けたものでございます。

2番目の○ですが、独法の入札参加資格の、国との統一運用について、各独法所管省庁の協力を得つつ、総務省が中心になって見直しの検討を進めるとございまして、これにつきまして、総務省から、独法の制度については事前の関与、統制を極力廃して国の関与を必要最小限とする考えのもと、主務大臣が中期目標を定めて実績を評価するとともに、

法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営により、政策実施機能の最大化を図るとされておりまして、原案では、上記の趣旨に反して総務省が一定の方向を指導するような誤解を与えかねないという意見をいただいておりますので、その意見も踏まえた調整をする必要があるということで、Pということでございます。

3つ目の○は、政府電子調達の実便性向上について、利用省庁の協力を得つつ、総務省が検討するとありまして、これも先程説明しました電子化の省庁連絡会議等を通じて、利用省庁の合意のもと、総務省が現在、システムの担当府省として役割を果たしているということがございますので、この文を追加したものでございます。

「(3) 個別省庁ごとの課題と対応」で、入札についてということで、書類の様式が異なる。それから書類のファイルのフォーマット、バージョンが古い。これにPと付けていますのは、上のほうで新しいパソコンで利用できない等の意見がございましたので、同じ趣旨でPを付けております。

それから、入札日程や参加資格等の情報が分かりにくい、入手しにくいという項目で、これもPを付けております。

あわせて説明しますと、次の5ページ目です。政府電子調達に登録していない調達案件があって、紙による入札や、個別省庁への独自システムへの対応が求められる【P】。

契約の締結のところですが、提出書類の作成負担が大きい。予備名目で、複数部数の契約書の提出を求められる。契約締結に時間がかかるとありまして、このようにPを付けているところでは、各省庁に意見を聞いたところ、自省庁ではこういった問題には既に対応済みといった声もあったことがありましたので、国として、本当に似たような課題なのかどうか、これも事業者にもう一度確認する必要があるということで、Pを付けたというものでございます。

対応のところですが、個別の提出書類、フォーマットについては、各省庁は見直しの検討を進める。

入札情報の公表の在り方については、各省庁は見直しの検討を進める。

統一的な電子入札の取組の推進に向けて、調達案件の政府電子調達への登録の在り方について、各省庁は見直しの検討を進めるということがございます。

この項目は、4ページ目にお戻りいただきますと、(3)全体にPを付けているのですが、このPの趣旨ですが、このように幾つか意見がございましたが、こういった中でも各省庁横断的に取り組むべき事項、誰かが横串を通した取組をすべきではないかといった意見が個別省庁からもあったことを踏まえまして、そういった取組の要否の検討も含めて、現段階では全体をPとしているところでございます。

5ページに進みまして、「2. 建設工事・測量等」の「(1) 現在進められている取組」として、中央公共工事契約制度運用連絡協議会がございまして、国交省からヒアリングの際に御説明いただいたものでございます。

おめくりいただいて、6ページ目ですが、経営事項審査のところでは提出書類の種

類、量が多い。前年に提出した資料の提出を毎年求められる場合があるとあります。ここで修正を施していますのは、前回、部会のヒアリングに来ていただいた後に、国交省において既に実態把握の取組をされておりまして、それによりまして、少なくとも工事施工金額やB/S、P/Lに関して、経営事項審査の申請に当たって、過年度分の資料を重複して毎年求めることはないという回答を全国の許可行政庁、これは地方整備局と都道府県両方ありますけれども、そういったところから回答を得ている。ただ、一部の許可行政庁、都道府県では、完成工事高の確認書類等を重複して求めるケースがあるということが確認されておりまして、引き続き詳細な調査が必要という回答を得ていまして、現時点では国交省の調査を踏まえて修正を反映しますとともに、部会としても引き続き追加の報告を受けることが必要ではないかという意味でございます。

その下です。競争入札参加資格につきまして、物品・役務のように統一されていない。それから、行政機関が保有している情報の提出を求められる。経営事項審査と競争参加資格審査で申請する書類に重複があるということがございます。

これらに対する対応ですけれども、1番目の○ですが、経営事項審査の書類の提出・作成負担の軽減について、国土交通省は見直しの検討を進める。

2つ目の○ですけれども、入札参加資格審査の運用の改善について、建設工事・測量等の調達を行う省庁は、連絡協議会に参加をする。建設工事・測量等の調達を行う連絡協議会に未参加の独法については、所管省庁は参加の適否について検討を行う。

それから、当該協議会の場も活用し、各省庁の協力を得つつ、国土交通省が中心となり入札参加資格審査の運用の見直しの検討を進めるということとして、こちらにつきましては、国、独法を通じた見直しを協議会の場で行えないか、また、その中心を同協議会の管理をしています国交省が担えないかという事務局の考え方を踏まえて修正を行ったものでございます。他方で、この案については国交省の了解がまだ得られたものではございませんので、現状についてはPの扱いかと思っております。

7ページ目でございますけれども、「(3)個別省庁ごとの課題と対応」ということで、こちらも入札について、紙資料であったり、行政を訪問して閲覧する必要がある。それから、ヒアリングあるいは落札後の調整に長い時間がかかる。それから、候補者の絞り込みの問題、こういったものが指摘されております。

また、契約の締結について、書類の作成負担、それから、「写」についても提出が求められることがある。担当者によって、書類の判断が異なるということがございます。

これらに対応してということで、個別の入札・契約時の提出書類やフォーマットについて、各省庁は見直しの検討を進める。

それから、「簡易確認型入札制度」、これはヒアリングで国交省から御紹介がございましたけれども、こういったものや、チェックリストによる自己証明方式、これは日本商工会議所からヒアリングの際に御説明がございましたけれども、こういったもの等、事業者負担を軽減する入札方式の導入について、各省庁は検討を進める。

3つ目の○ですけれども、入札情報の公表の在り方について、各省庁は見直しの検討を進める。

4つ目ですが、個別の入札・契約に伴う事業者からの情報の聴取の在り方について、各省庁は見直しの検討を進める。

それから、契約時に提出する書類については、各省庁は見直しの検討を進めるとございます。

最後に注がありまして、こうした国の簡素化の取組については、地域発注者協議会や各都道府県の担当会議等を通じた働きかけにより、地方公共団体への普及を図るということで、国交省におきまして、従来、地域発注者協議会で活用されたところがございますけれども、今後、各都道府県の担当会議などその他の会議体を通じた普及を図ることも想定されるという意見がございましたので、ここは反映したものでございます。

(3)の全体をPと付けているところなのですが、これも個別省庁ごとの課題と取組と整理されている事項の省庁横断的な課題として取り組むべきではないかという意見が省庁から寄せられましたので、もしこういったものがあればということで、見直す必要があるということで全体をPの扱いにしているところでございます。

最後に8ページ目「3. 今後の進め方」のところですが、まず最初、29年10月末までに各省庁ごとに「入札・契約手続の簡素化の取組」を取りまとめるとあります。ここは9月と書いてあったのを10月に直しているのですが、今回の取組は、取り組むべき事項がかなり多いこと、また、各省横断的な対応を要するようなものもあるだろうということで、1カ月後ろ倒しをしたという事務局の修正でございます。

それから、12月末までに部会は、各省庁が取りまとめた「入札・契約手続の簡素化の取組」について、必要に応じてヒアリングを実施。

来年3月末までに、部会の見解も踏まえ、各省庁は「入札・契約手続の簡素化の取組」を改訂ということでございます。

御説明は以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がありましたら、よろしくお願いいたします。

それでは、大崎専門委員、それから吉田委員、どうぞ。

○大崎専門委員 ありがとうございます。

今の御説明を聞いていて、やや心外と言うとちょっと言い過ぎかもしれませんが、ちょっと残念に思った点があります。課題と対応という書き方をして、その対応について各省庁と綿密に打ち合わせた上で文章を考えなければいけないというのは非常によく分かるのです。実際に対応していただくのは推進会議ではないわけですので。しかし、課題については、少なくともこちらがヒアリングした限り、そういう認識が表明されているのを、いやそれは間違いだといってあっさり削ってしまうのはどうかと思います。例えば4ペー

ジの取り寄せ先窓口も多岐にわたるといのは事実誤認だとおっしゃっているとの話なのですけれども、少なくとも、大きな紙の38ページで、物品・役務について経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会から同じ指摘がなされているわけですね。そうすると、この3団体はみんな事実を誤認している、非常にいいかげんなことを言っているということなわけですね。そう指摘されたから削るというふう聞こえるのです。

これは、もちろん本当の本当はどちらなのかは詰めなければいけないというのは非常によく分かるのですけれども、せめてそういう指摘があるぐらいのことを書いて、課題認識を少なくとも民間事業者が、大きく誤解しているかどうか分からないけれども、持っているということは、ちゃんと記録に残すべきではないかと思うのです。例えば、新しいパソコンで利用できないとかいうのも事実誤認だとおっしゃるのですけれども、この間も御説明いただいたとおり、びっくりするような指摘がいっぱい出ているわけですね。これは全て、昔の一回苦労したことを勘違いして今も言っている非常に愚かな人たちなのだという事なのかもしれないけれども、この段階でそう決めつけてしまうのは、やはりヒアリングやアンケートに応じてくださった方々に対してある意味非常に失礼な話なのではないかという気がしまして、非常に気になりました。

対応の方向について、十分実際に動いていただく省庁の納得をいただいた上でないと、こちらだけで勝手にこうするべきだということは言えませんというのはよく分かるのですが、課題認識については、少なくともこういう指摘があるという次元では全部残すべきではないかと思った次第であります。

○高橋部会長 では、吉田委員から御指摘いただいた上でまとめて。

○吉田委員 先程の補足になってしまうのですけれども、実はここにIT戦略室から送られてきた「デジタル・ガバメント推進方針」（平成29年5月30日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）があります。これはCIOオフィスを中心とした組織で決められたことのようにです。各省庁を横串にして、ソサエティー5.0に備えての官民のデータの共有のための大パラダイムシフトが起きていますという方針がここにはあります。私も感動して読んでいたのですけれどもこれを踏まえて調達の契約やその他の行政手続について、各省庁と間でフォローアップのヒアリングをすれば、正しい質問ができると思うのです。

私は、実はお恥ずかしながら、国領委員と一緒に規制制度改革ワーキングチームに参加させていただいているのですけれども、最近ビジネス上の出張があり、この構想がまとまったのは、最近でした。それで皆さんとは、まだ情報共有をきちんとされていないと思いますので、先程の繰り返しになって大変申し訳ございませんが、ご紹介いたしました。

○高橋部会長 分かりました。

2つ、毛色の違う話がありましたので、それぞれ別個に御議論いただきたいと思います。まず、最初の御意見につきまして、事務局、いかがでしょうか。

○大槻参事官 事業者からのアンケート調査のところなのですけれども、大崎専門委員が

おっしゃるとおりかと思いますが、例えば大崎専門委員に御指摘いただいたページも、国・地方共通の問題であるということでアンケートの回答をいただいているのです。こちらは事務局の中でですけれども、ひょっとして地方と混同して書かれているのではないかの心配もしたところ、よく確認したほうがいいかなという趣旨で申したところでございます。

○高橋部会長 大崎専門委員、どうぞ。

○大崎専門委員 そこは私はすごく気になって、私は先程、対応の件は各省庁の意見を入れるのは分かるけれどもと言ったのですけれども、この対応の件についても独法は戦略的に別だから、それはPだという話は絶対に納得がいなくて、正直、入札の参加資格を全部一緒にしたら独法が戦略的に困るのかと、ほとんどあり得ない話でありまして、何かそういう変な建前論で、国と地方は別なのだから別でいいじゃないと。だけれども、事業をやっている人たちからしたら、応札している相手先が厳密に言って国なのか、独法なのか、地方なのかということはそんなに意識していないと思うのです。要するに、公共セクターの仕事をしているという認識でやっているわけで、そこを解決していかないと、いわば供給サイドの国や地方が自分たちは違うからとっていたら全然物事は変わらない気がするのですけれども、そこはどうなのですかね。

○高橋部会長 事務局、いかがでしょうか。

○大槻参事官 独法の関係も、国との統一運用をやっていくということ自体は総務省はもちろん賛成でございます。ただ、その進め方をどうするかをよく検討したいということで、そういった意味でPを付けたところでございます。

○高橋部会長 では、森下委員、どうぞ。

○森下部会長代理 今回のポイントなのですけれども、やはり外れるというのは基本なくて、外れる独法に関して言うと、よっぽどだと思うのです。基本、入るというのを前提に、もしどうしても外れるのであれば、どういう理由で外れるのかというのをむしろ聞いてもらったほうがいいと思うのです。

書いてあるように、各省庁がここに入ってくるという理解でいいのですか。各省というか、全省庁が入るということはないけれども、全省庁が入るという前提の意味ですか。

○高橋部会長 何ページですか。

○森下部会長代理 6ページの協議会に参加をするというところで、行わない省庁は基本はないから、全省庁が入るという理解でいいのですか。対応の中の2段目の話です。

○大槻参事官 基本的に全省庁について入ってもらうよう検討していただくということです。

○森下部会長代理 であれば、独法が抜けるという理由は全く理解できないから、基本は全独法も参加してもらうというのが本来の趣旨ではないですか。

○高橋部会長 事務局、どうぞ。

○刀禰次長 各省庁が参加するかということについては、そういう方向で考えていますが、今回は大分文章を直していますので、改めて各省庁に確認をしないと、これは意思決定に

なりますので、あると思いますが、我々としてはそういう方向で考えているということです。

独法については、先程、参事官から申しあげましたように、今、国がこうしろと一方的に決めることはむしろよろしくないという仕組みになっているというのが現実にあって、他方、我々としては当然、入ってもらいたいのではないかという考えになりますので、正に今、森下部会長代理が言われたように、こういう形で検討していただき、その中でもしも入ってこないという決定をされるような方がおられれば、それはなぜかということ、そこはある意味ではしつこくやっていかないといけない仕組みだろうと思っております。

もう一つ、地方については、やはり地方団体はそれぞれルールがあるのは、この会議の方は御存じだと思いますが、これも国が地方をこうすべきと一方的に決定することはできない仕組みですので、こういう枠組みで書いてありますし、現実に今回、アンケート調査を見ましても、かなり地方に関するものが実際は現場で起きていることが多いということは事実です。今、中身をできるだけ精査するように言われていますのは、国・地方と両方マルを付けておられるのですが、本当に国であるのですかと。先程の直した4ページの点については御指摘がありました、少なくとも今までに確認した範囲では、国が求めている情報、競争入札参加資格の行政機関の保有情報は非常に限られたものであって、それについて電子的とか郵送的な取り寄せができるということは確認しています。恐らく、具体例が挙がっていたのも市町村の例では市役所でなどという例が書いてありましたけれども、国の場合は今のところ見つかっていないものですから、見つけたものについては事実に基づいて改善を求めなければいけないと思っておりますので、そこは大崎専門委員が言われたような、懸念があるということは我々は忘れていたつもりはないのですが、ただ、具体的に改善をしてくださいというためにはやはり事実がないといけませんので、そこは経済団体にも再確認をしながら進めていくということでございます。決して何かそこについて目をつぶろうということではやっているわけではないということだろうと思っております。

○高橋部会長 では、まずは堤専門委員、それから川田専門委員、どうぞ。

○堤専門委員 たまたま今の部分で考えていたのですが、入札参加資格のところでは確かに1回だけ、幾つかの書類だけですが事業者として手続をするときには入札参加資格を取った後で、再度入札をするときにまた同じような書類をもう一度付けて行うというのが物品・役務の場合は多いのではないかと感じました。最低の金額だけで入札する場合は金額だけ入れて終わる場合があるのですが、例えばプロポーザル形式で総合提案方式などの場合は、もう少しいろいろな書類を出したりするので、もしかしたら御回答の中に入札参加資格と、入札がごちゃごちゃになって御回答しているケースはあるかなと思いました。

ただ、やはり大崎専門委員がおっしゃったように、ここのところで窓口が多岐にわたるとか、全部消去というのは、たとえ1つ2つであっても、返信用の封筒を付けて書類を返してくださいとお願いしたりするのは、事業者にとっては手間です、これが各入札ごと

に全部同じことをやらなければいけないとなると、10回入札しようと思ったら10回同じ手続をすることなので、やはりがっとう赤いラインで取られるというのは非常に納得がいかないなど。

特に税金と登記事項証明なのですが、逆に言うと、事業者から見ていると、税金の滞納はありません、登記事項証明は同じですと。これだったら、もっと簡単にオンライン上で分かるようにしてくれよと思うわけです。要は、納税していればグリーン、滞納しているところはレッドとか、そのような非常に簡単な形で国とか地方公共団体も見分けられるのではないかと思いつながら、毎回毎回、納税の滞納がないという書類をとっているということは御理解いただきたいというのがありました。

ついでに御質問をさせていただければと思うのですが、そもそも資料2のところでは物品・役務は総務省、建設工事は国交省みたいな形で入っているのですが、これは何で一緒にならないのかなと思っていました。もしかすると、国交省が管轄されている建設工事がものがすごく多いので国交省と総務省というふうにツーライン引いているのかもしれないですが、何で2つあるのだろうかというのは素朴な疑問だったので、何かこれが統合できない理由があるのであれば教えていただきたいというのが一点。

もう一点、3ページの「今後の取組予定」の2つ目の○の中で「蓄積される他府省における契約結果等や電子カタログの価格情報を参考にする等により」と書かれているのですが、電子カタログというのが何なのかイメージできなかったもので、教えていただければということと、こういうものを参考にして、今後いろいろな調達コストの低減に努めていきますというような表現で書かれているのですが、データを簡単に検索できるような仕組みで作っておかないと、データだけデジタルでためておいたとしても、実際には使用しづらい、利用しづらいと思いますので、デジタル化することと同時に、それを簡単に使えるようにしていくというところまで考えていかないと、ただデジタル化して終わってしまうということが懸念されるなと思いました。

以上です。

○高橋部会長 では、川田専門委員、どうぞ。

○川田専門委員 ありがとうございます。

私からは、資料を見た印象とそれを踏まえて質問を申し上げます。まず、資料2の取扱いですが、この資料は一体何に使う資料なのかということです。私どもは、この資料の位置付けは、行政手続部会が各省庁に対して、簡素化の取組に当たっての基本的な考え方を示し、その考え方に沿った手続対応を要請するものだとして理解しています。しかしながら、今までの行政手続部会で話されてきた事業者目線での対応、アンケートやヒアリングが本当に反映されているのだろうか、どちらかというと、むしろ役所の意見にすり寄っているのではないかという印象を持ちましたので、幾つかお聞きしたいと思います。

例えば、4ページの競争入札参加資格審査については、確かに「これについての取り寄せ窓口は、納税証明書あるいは登記事項証明書であるから、多岐にわたっていない」とい

うのはそのとおりかもしれませんが、事業者からの意見として出ていることなので、もう少し真剣に答える必要があると思います。事実を回答すればいいのであって、削除する必要はないのではないかという思いがあります。

次に、同じく4ページの中段にある【対応】の2つ目の○についてです。独立行政法人については、その運営について独立性を確保する観点があるので入札の手続についても言いつらいという発言がありましたが、我々事業者からすれば、国も独法も一つの同じ機関として見えています。そういう視点で見ると、「協力を仰ぐようにする」という回答は、ここには書くべきではないと思います。

更に申し上げますと、6ページの【対応】の3つ目の○の表現も気になります。端的に言うと、主語が分かりません。修正案の記載は、「当該協議会の場も活用し、各省庁の協力を得つつ、国土交通省が中心となり競争入札参加資格審査の運用の見直しの検討を進める。」となっています。原文は、「国土交通省は」という書き出しになっていますが、修正案では主語が曖昧になっています。おそらく、国土交通省の所管だけではできないという意味があると思いますが、誰が主体的になって検討するのかということも薄れてしまうのではないのでしょうか。

こうした検討は、誰かが主体とならないとなかなか進まないものだと思いますので、それをあえて訂正するのは、私には意味がよく分からなくて質問させていただきました。

以上でございます。

○高橋部会長 堤専門委員から4点、川田専門委員から3点御指摘がありました。いかがでしょうか。まとめてお答えください。

○刀禰次長 堤専門委員から御指摘のあった点の中で、納税証明書と登記事項証明書の話がありました。登記事項証明書については、今、いろいろな形で政府のバックグラウンドで共有できないかというのが行われていますので、そういう中で進んでいくと思いますが、本件についても具体的な確認をしていけばよいと思っています。

納税証明書については、また必要があれば御議論いただければいいと思いますが、前回ヒアリングをした際に、商工会議所が納税証明、納税しているかどうかということは行政機関が把握しているのだからよいではないかという趣旨の意見を言われました。そのときに私から質問したこととして、納税をしているかどうかの有無というのは事業者にとって非常に機微にわたる情報であり、滞納というのは瞬間的にはいろいろな企業に日常的に発生することがあり得るわけなのです。毎月毎月消費税を納めているところもありますので。その中で一定のときにきちんと納税を確認して、私はちゃんと納税していますということを示していくことは大事なのですが、逆に言うと、ある企業がある時点において納税をちゃんとしているかどうかということについて、それは各企業にとって大変機微にわたる情報だと思いますので、現状ではそれを、例えば今、堤専門委員が言われたようなことを言いますと、行政機関、滞納が現時点でないかどうか、契約担当者は誰でも確認できるみたいなシステムを作ってしまうことが本当によいのかどうかということで、先般、日商さん

にもそういうことを質問しました。日商さんからは、そういうことは考えていませんという明快なお答えがありましたので、そこはやはり納税情報をどう把握するか。1回出てきた同じ納税証明書を行政機関で共有するというルールは作ることができるかもしれません。

○堤専門委員 多分あのときの日商さんのお答えは、納税証明書ではなくて納付書、金融機関に出した納付書で代替ができるのではないかという御提案だったと思うのです。

○刀禰次長 そういう御提案だったので、納税しているのが事実かどうかを省庁間で共有するのかというと、そうではないという明快な御発言があったと思っております。あくまでも納税証明書ではなくてもよいのではないかと、領収書みたいなものでも代用できるのではないかという提案ですということをおっしゃっていましたので、その点はそういう趣旨と理解をしております。

その他の点は参事官から答えます。

○大槻参事官 堤専門委員の電子カタログですけれども、各省庁が消耗品、コピー用紙だとか公用で使うガソリンだとかいろいろございますけれども、そういった消耗品に関する調達の実績をまとめて、参照できるものだと聞いています。検索機能があるかどうかは済みません、すぐに分からないのですけれども、こういったものをよく見て調達をすることで、政府の調達コストは下がるのではないかという使われ方かと思えます。

それから、川田専門委員の事業者目線での対応を考えると、課題のところを、直ちに削除する必要があるのかということがございますが、先程、次長からも話がありましたけれども、これも事業者側の事実をベースにして対応を考えるべきだということもありますので、よく事業者のニーズを確認して、この扱いは検討したいと思えます。

それから、独法の関係ですけれども、これも独法をまとめて国と統一したら事業者にとってよりいいのではないかという課題は、事務局も問題意識を共有しているところでございまして、そういった方向で進められないかということが事務局の考え方でございます。

ただ一方で、独法の独自性、自主性みたいなものがございまして、どうやって進めていったらそういうことが達成できるのかといったことは、より検討したいという趣旨でございまして、事務局あるいは部会として、最初から独法の自主性だけ見ているわけではございません。

それから、川田専門委員から主語が変わって分かりにくいのではないかということもございまして、総務省、国交省と中心となって各省庁の協力を得つつ検討を進めていくというのは、今回のポイントではないかと思えます。そういった意味で、言葉を、文章の表現をそろえたということもございまして、もちろんその中心となって行う省庁の役割が非常に大きいということもございまして、これを曖昧にするという意味では決してございませぬので、その点、御理解いただければと思えます。

1点忘れてございました。堤先生から物品・調達と建設工事・測量等が違った仕組みにあると、これはなぜ統一できないのかという話でございまして、それぞれ会計法規の世界では、各省庁が行うものでございまして、それを経緯がございまして物品・調達につ

いては平成13年の省庁再編時に各省庁が申合せを行うことでそろえたというのがございます。建設工事等については、そのときに措置されていなかったのですけれども、協議会がつくられておりますし、その後の検討で入札の参加資格審査の申請について、インターネット一元受付のオンラインシステムがつくられるようになって、統一の方向というのでしょうか。なるべく事業者の負担にならないような仕組みができていますところがございますけれども、それぞれ検討の経緯はございまして、まだ完全な統一に至っていないということでございます。

○高橋部会長 いいですか。

○堤専門委員 でも、一つにしたほうが簡単ですよというのはちょっと思いました。分かりました。

○刀禰次長 御関心があれば、例えば両省に来ていただいてヒアリングするのは可能です。ただ、一般的には、今申し上げました文房具やガソリンの調達のような日常的なものも多い物品・役務と建設工事とは、事業者に求められる性格も、基本的に左側の物品・役務は、納めればその時点で完結するものですが、建設工事の場合は、手抜き工事的なものがあるといけないとか、瑕疵担保責任とかを含めて非常にかかってくるものが違うのと、規模も大きなものも多いということですので、もしずれていることによって何かおかしなことが発生しているという事業者の声でもあれば、それはぜひ勉強したいと思っておりますけれども、今のところはそういう声は聞いていないと思っています。もちろん、もしもずれているよりはそろえたほうがよくて、そろえられるものであれば、そういう御検討をいただくことはやぶさかではないですが、現時点においてはそうなっているということだと思います。

○堤専門委員 吉田先生も多分同じことを重ねられると思うのですが、そもそも今ここで話をしているのは、今の延長線上ではなく、全く新しいものを作ろうということの中ではということ、吉田先生、後半をどうぞ。

○吉田委員 本当にそうなのです。だから、それがこれまでの紙ベースでのプロセスではない、正に我々が今導入しようとしているのはその3原則、ワンストップであり、デジタル化に基づいた全然違ったところで新しい世界で、そのプランが先程申し上げたCIOオフィスで計画され実行に移されようとしている。これを聞かないと、私たちは省庁に対して正しい質問ができないのではないかと思います。我々自体が、私も含めてものすごくアナログな世界にいるから、どうしても紙ベースのプロセスが思い浮かべられますが、それをがさっと変えましょうという新しい発想がでてきている。まずそうしたeガバメントの構想を知るべきだと思うのです。そのうえで、その構想をカスケードして、この行政手続部会でも議論して各省庁に提案する。

それを先程からずっと申し上げたかった。どうも日本語が下手でうまく伝わってなかったのを、堤さん、ありがとうございます。

○高橋部会長 では、佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 川田専門委員が先程御指摘されていた、この紙というのが何の目的かと。これは当然、省庁のほうにお願いをするものだろうとは理解するのですが、その上で見直しの検討を行うということをお願いする。この意味は、見直すかどうかも含めて検討する。だから、見直さない場合もあるという日本語だということによろしいのですねというのが1点。

次は、これは当然のことで書いていないと思うのですが、見直す目的というのは事業者側の作業時間の削減、事業者側の手続、コスト、手間の軽減というのが目的であって、行政側の事務の削減というわけではないというところが、これだけ見ると書いていないので、そこは再度、明らかにするべきだと思います。その上で、見直した結果、やはりそこは事業者側の作業時間がどのくらい減ったのかというところを対応した結果として提出してもらい、ここからはまた今後の話ということになりますけれども、当然、ヒアリングでは、出されたものについてそれが1つの目安である20%削減されているのかどうかというのをこれから見ていくのではないかと思います。

要は、事業者側の作業時間の削減だということは分かった上でここは書かれていないということなのかどうか、この点については確認させていただきたいと思います。

○高橋部会長 では、議長、どうぞ。

○大田議長 そもそもこの文書の性格からして、対応策について各省庁と文言を調整する必要があるのでしょうか。大枠については総理から指示が出されているのですから、問題点を事業者から把握して、この行政手続部会で対応策を検討して対応策を提示する。それを具体的にどうやるかは各省庁が決めることでしょうかけれども、対応策の文言をなぜ各省と調整しなければいけないのか、これが分かりません。これが1点です。

それから、「見直しの検討を進める」という、この訳の分からない表現はやめたほうがいいと思います。問題点はクリアに指摘されているわけですから、「改善策を検討する」、もしくは「見直す」ということでいいと思います。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

ちょっと個別に具体の表現を考えたほうがいいのではないかと考えているのですけれども、いかがでしょうか。例えば4ページで削除したところがありますね。堤専門委員、これは復活すべきだという御意見ですか。

○堤専門委員 はい。

○高橋部会長 でも、多岐にわたるというのは事実と違うのは事実なので、そこはどうでしょうか。

○堤専門委員 もし、多岐でどうしてもひっかかりがあるのであれば、例えば複数回というような。

○高橋部会長 複数にわたるというのでは、これは事実と反するというわけでもないだろうと。でも、それは課題かどうかということですね。

○羽深内閣府審議官 事実と反するのですか。

○刀禰次長 これは正に「行政機関が保有している情報の提出を求められる」に含まれているという認識で、だから、そこは残しているわけです。

○羽深内閣府審議官 ちょっといいですか。私も事務局の責任者として大変申し訳ないのですが、実は私も今日これを初めて見まして、やはり事務局としてもう少し、これは改革を進める方向でやるのだから、これで別に閣議決定するわけでも何でもない、まずは我々のスタンスを明確に打ち出す文章なので、例えば今のところも、多岐にわたるを複数でも一緒ですね。それから、先程、堤専門委員からお話がありましたように、見方によって、人によって多岐だという人もいれば、いや、そうではないという人もいるかもしれない。我々としては、事業者のほうから多岐にわたるということが出ているのだから、それをここに書けばいいので、私は基本的に余り直さなくていいと思うのです。

私が今までいろいろやってきた経験で、最初から各省と無理して調整しようとする、各省は調整すれば直るのだと今の段階でも思いますし、それから、大体ちゃんとやっていないところほどいろいろ言うてくるのです。だから、やはり余り最初からこういう文章で変に調整しないほうが私はいいと思います。必要最小限の事実誤認ですとか、明らかに違うという点だけでいいのではないかと思います。

○高橋部会長 多分、事務局は、自分でこれから潰さなければいけない課題だと思っているので、かなりガードが固いのではないかと思います。けれども、最初の「課題を整理」というのは、事業者の声を整理したというのでは駄目なのですか。

○刀禰次長 事業者の声としてもよいのですが、今の点については各省からはっきりと事実誤認であるという意見が来ているものですから、それに対して現時点で更に調べるべきだというのはそのとおりだと思っております。先程、参事官が申し上げたように、改めてよく確認をしてやってみたいと思っております。やはり事業者の意見があつて、その上で事実関係がはっきりして、それでは直すようにというところがないと、各省からしても現場を抱えている話なので、そこをどのように進めていけばうまくできるか、という進め方の問題だろうと思っております。

○高橋部会長 どうぞ。

○羽深内閣府審議官 それはそうなのですが、まず、我々として、我々が事業者から聞いた事実がこうであるというものとしてこれを出せばいいと思うのです。それに対して各省がそれは違うと言ってくれば、それはそれで、そこから議論がスタートしていくので、一番最初の我々の提案からして各省の意見、事実誤認だというのが本当にそうかどうか、これを詰め出したらそのこと自体が議論になっていく話なので、基本的にはまず先程の最初の見方を打ち出すということでもいいのではないかと私は思います。

○高橋部会長 大崎専門委員、どうぞ。

○大崎専門委員 今の御意見は正に私も先程申し上げたとおりで、もしこの断定的な書き方が事実誤認との指摘を受けるのであれば、「との指摘がある」とか、書き方は幾らでもあると思うのです。

私は思うのですけれども、これは言ってみれば民間企業で言えば自社のサービスについてのクレーム集なわけで、これだけ百何十ページ分ものクレームが来ているのに、これに対して真面目に対応しないというのを議論するのは、普通の会社だったらまともな対応だとは認められないと思うのです。もちろん、クレームの中には勘違いがあったり、そのときだけの問題があったり、本人の記憶違いがあったり、いろいろなことがあるから、それは全部一々100%真実であるというて対応しないといけないといったら切りがないわけですが、これだけいろいろな声が集まったら、もうちょっと何かやろうとしないといけないのではないかと強く思います。

○高橋部会長 よろしいのでしょうか。だから、把握した事業者の声を整理したということで、「多岐に渡る」は本当に、「多岐」というのは不正確なので「複数」にわたると変えていただいて、あとは、地方は行政機関が近くにないこともあるというのは事実なのですね。これは否定できないので、ここは復活するということで。

○刀禰次長 ここは資料の作り方の問題だと思います。地方の関係が入っていると、対応策まで含めてこの枠の中に書くのが大変難しいということに途中で気づきましたので、地方だけが関係している部分についてはこの資料では落としているのです。

○高橋部会長 では、参考にしたら。

○刀禰次長 それは結構です。地方についてはとか、そういうのは結構だと思います。

○高橋部会長 注か何かで参考の形で書いていただければ。

○森下部会長代理 でも、これは地方の自治体だけでもないのではないの。要するに、国の出先機関に行かなければいけないものが、出先機関がいわゆる県都にしかなくてというのはよくある話で、私も結構大阪でやったらこの話がすごく出てきて不便なのですね。それこそ国税もそうだし、経済産業省もそうだし、国土交通省もみんな出先機関がとりあえずあるのだけれども、出先自体がどこにあるか分からなかったりするのはいよいよから、これは必ずしも本当に地方自治体の話なのかどうかと思うのです。

○刀禰次長 国の場合、先程もご説明した納税証明書と登記事項証明書の2つなので、先程、堤専門委員が言われた、入札の際に他の書類を求められるかどうかは個別のケースによって違うかもしれませんが、競争入札参加資格の審査についてはそれだけなので、しかも電子的なり郵送なりの方法もあるということなのです。ただ、それを取得すること自体が面倒くさいという御趣旨であれば、それはむしろ、取ること自体の大変さということを使うべきなのであって、その場合は、例えば1カ所ならばいいかという問題では多分ないのだらうと思います。1カ所であったとしても面倒なものは面倒なので、2カ所行くのがいいか、1カ所がいいかという話よりは、そこが多分大きな違いだらうと思いますので、ここでは行政機関が保有している情報の提出を求められることを何とかすべきだということが国の場合は当てはまっているのではないかということを書いてあります。

○高橋部会長 はい。

○堤専門委員 私の事務所は東京にございますが、やはり自分の事務所から歩いて5分、

10分であれば非常に簡便な場所と言えるかもしれませんが、全ての税務署が駅の近くにあるというわけではないので、特に最近はいろいろと合併していますので、多摩でも、やはり税務署に行くのに電車を使って歩いて行って30分以上掛かります。こうなると、地方の問題だけでは全くないと思いますので、ここは当たらないと思います。

○刀禰次長 そこは全くそのとおりなのです。だから、申し上げているのは、電子的または入札に行かなくても取得する手段が簡易に揃っているということを言っているだけなのです。ただ、それを実際に赴くことが前提になるとすると、正に吉田委員が言われたように、これからデジタルでやっていこうということからすると、役所が例えば窓口をもっと増やすとかしなければいけなくなってしまうので、そういう話ではないのだろうと思います。電子的な方法で取得できるように整備していくということが、今、非常に重要なことだと思ひまして、本件の2つに関しては電子的にできていますという説明だったので、そういう認識をしました。他方、何かその取り寄せ窓口が複数にわたっている手間を書くべきではないと思ったのではないので、何か具体的な修正案があって、具体的な点は何かということちゃんと各省に分かるように書いていただくのは大変結構なことだと思っています。

○高橋部会長 はい。

○大崎専門委員 今のやりとりでちょっと気になってきたのですけれども、これは全体としては、冒頭のところでも国・地方を通じたIT化とかいう言及もあるし、最初の表自体にも注で地方公共団体はというのもついていますし、地方の問題を排除するという話ではないですね。省庁横断的な課題とかいう言い方をすると、省庁ではないから地方の話は書いてはいけないということなのですか。もし、窓口が多岐にわたるのが地方の問題だということなのであれば、地方自治体についてはそういう指摘もあるとかいうふうにはっきり書いたほうがいいのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○高橋部会長 事務局、いかがでしょうか。

○刀禰次長 そこをはっきり書くという御指摘があれば、それは全くやぶさかではありません。ただ、要は、この資料の対応の項目には基本的には、当面、国の各省庁にやっていただきたい事項を書いています。ですから、1ページにも地方の話は注で書いてあります。1ページ目の本文を見ていただくと、国の手続の所管省庁なので、地方は当然、所管は各地方自治体の何部とかになっているわけです。ですから、そこは違いますので、あくまでも地方の言葉でここにもし入れていくと、うまく整理ができないという時間的な制約もあって、国の対応、注で地方について記載しているということです。

○大崎専門委員 でも、2ページは地方が入っていますね。

○刀禰次長 これは引用なので、国・地方IT化・BPR推進チームというのが、eガバメントの中でそこまで含めた観点でいろいろやっておられるということです。

○吉田委員 ということは、結局そちらに巻き取られていくはずなのですよ、国の大きな構想とすると。だから、やはり何度も申し上げるように、デジタルの世界で一体根底で何

を覆そうとしていますかというのを把握しないと。

○高橋部会長 ですから、それはやります。

○吉田委員 それを早くやらないと、こういう無駄な議論になってしまうと思うのです。まだまだ地方というと距離があるように思われますが、実はもう距離はなくなっています。アナログの世界では距離がありますが、デジタルの世界ではもないのです。そこを1回みなさんで把握したほうがいいと思います。

○高橋部会長 ですから、やりますと申し上げています。それは事務局を通じてきちんとさせますので、よろしくお願いします。

具体的な修文ですが、そういう意味では複数にわたるとして、地方は注に書くということでもよろしいでしょうか。

○佐久間専門委員 この「地方は」だけを落として、「行政機関が近くにある」ということなのではないですか。先程の堤さんの話からしても、「地方は」というのだけ落とせばいいのではないですか。実際にそれは国への手続であっても、そういうところはたくさんありますので、更に正確に言えばいろいろな議論になるのだと思いますけれども。

○高橋部会長 取り寄せ先は電子でできているという反論が来てしまった。ここは省庁から電子でできているという反論だったのですね。

○大槻参事官 オンラインでもやれますし、郵送でもやれるという反論がございました。

○森下部会長代理 私の経験だと、確かに郵送はできるのだけれども、1週間ぐらいたたないと届かないから間に合わない。だから結局行かなければいけないというのを何回か経験したことがあるのです。郵送は確かにうそではないのだけれども、その日に来ないし、その日にオンラインはたしかできなかったと思うのです。

○堤専門委員 オフラインはリエクストしかできないはずです。引き取りは多分、窓口で取らないと駄目だと思います。

○森下部会長代理 私もそういう理解です。

○大槻参事官 そのとおりかと思います。済みません。ちょっと言葉が足りませんでした。

○高橋部会長 では、そこはそういう反論があるので、そこは「行政機関が近くにある」ともある」で直しましょう。よろしいでしょうか。

次に具体の文章ですが、4ページの対応のところはよろしいでしょうか。

○森下部会長代理 これも先程、議長が言われましたけれども、「見直しを進める」、ではないですかね。「見直しの検討を進める」というのは何か、しなくてもいいというように読めますね。

○高橋部会長 では、「この見直しの検討」は、申し訳ないですが、全部、「見直しを進める」にしてください。

それから、次はいかがでしょう。

○大崎専門委員 今のところで、このPというのは残すのですか。Pというのが付いているか、付いていないかというのは、文言を調整するという考え方でやるのか、これはあく

まで推進会議が作るものだからということで押し通すのかという、非常に重要な問題だと思うのです。もしこちらだけで決めるのであれば、今、議論しているのですから、全文Pなわけですね。

○高橋部会長 実はこれは難しい問題があって、総務省がどういう立場なのかというのが、これは政府部内で合意がないと表現できない、その部分だけなのです。だから、総務省が中心となってというところをどう表現するのか、これは政府部内で調整しないとできない話なので、それでPになっているという理解だと思います。総務省に主体的にやってもらうということなのですが、その表現を政府部内の調整でどう書くかという話をしないと駄目だということなので、一応Pになっていると御理解いただければと思います。

省庁横断的な事務なので、そこを1つの省がどういう立場で取りまとめをやっていくかというのは微妙な問題も行政組織法上あるものですから、議論したのです。内閣官房・内閣府見直し法を使えないとか、いろいろ議論しているのですが、そこは政府部内の調整があるということだと思います。別に総務省と妥協するという話ではなくて、どう調整し、政府部内で割り切るかという、その表現だと御理解いただければと思います。

ということでいいのですね、事務局。

○刀禰次長 今もありましたように、現在の所管省庁の認識している自らの所管との関係で、このような横断的なことを取りまとめる権限がないと言っている役所があるわけです。なので、今ないというものをやっていただくために仕組みを作らなければいけない。閣議決定がないとできないと言ってくる役所もあるので、そういうことも含めてどう処理をするかということで、むしろ最終的には内閣官房等とも御相談をしながら、政府全体の取組の体制をつくらないと、所管省庁自身は現時点においては権限がありませんという言い方をしているものですから、そこを一体どうやって乗り越えていくのかということ、今、正に部会長が言われたような形でやっております。権限がある役所にやれというのは、それは言いやすいのですが、権限がありませんとか、国の側で押しつけるべきではありませんとか、そのように言っているところにどうしていただくかということ、今一生懸命考えている状況であります。

○高橋部会長 ですから、やっていただくことはやっていただくのですが、その表現ぶりをどうするかということで一応Pになっている。この部分はそういうことで、他のPもあると思いますので、そこは個別にまた議論していただければと思います。

5ページはいかがですか。

○大崎専門委員 ちょっとしつこいようですけども、この4ページの(3)から5ページにかけてのPは全部取ったほうがいいのではないですか。

○高橋部会長 この4ページの(3)全体のPはどういう趣旨でしたか、事務局。

○大槻参事官 個別省庁ごとの課題ということで、事業者ニーズを踏まえて書いたところでございますけれども、この中でもし共通的なものがありましたら、そこは分類がこの上に上がっていくのだろうと、省庁横断的な課題のものになるのだろうという意味で、その

精査の意味も込めまして、全体をPとしたところです。

○高橋部会長 むしろ、より積極的なPだということですね。つまり、省庁横断的に個別にやらせるのではなくて、取りまとめの官庁にやってくれよということができないかという趣旨でございます。そこはより積極的に。

また、「新しいパソコンで利用できない」。これは地方のことで誤解していないかという話だろうと思います。

どうぞ。

○大槻参事官 地方もあるのですけれども、ある省庁からもありました。これは個別の手続ですので、他の省庁でこういったことがないかというのを確認する必要があるという意味でございます。

○高橋部会長 では、Pではなくて、これは確認ということでもよろしいですか。Pと書く表現ぶりまで変わってしまうみたいな話なので、ここは事実確認ということですね。

○森下部会長代理 これも先程の話ではないのですけれども、いわゆる事業者からの課題であれば、別にそのままでいいのではないの。

○高橋部会長 ただ、国が全部新しくしていたら、なかなか書きづらいというところもあるの。

○大田議長 利用できない場合がある、でいいのではないですか。

○高橋部会長 全省庁が本当にきれいにOffice2010でやっているということになると、ちょっとなかなか難しい。

○大田議長 「利用できない場合がある」であれば、そういう省庁があるということを含みます。

○高橋部会長 ですから、あるかどうかを含めて事実確認したいということだと思いましたが、そこはそうではないのですか。

○大槻参事官 そのとおりでございます。

○高橋部会長 全くないかどうかを確認したいということだと思います。

はい。

○堤専門委員 例えば今後なのですが、新しいバージョンのものが出たときに、多分、省庁が一気に出た日に全部変わるということはあり得ないと思うので、そういったバージョンアップに対して官公庁のほうが多遅れたときには、新しいパソコンで使えないという事実は将来的には起こり得ると思います。

○高橋部会長 分かりました。では、将来のことを含めて、ことがあるということで書き直してください。よろしいでしょうか、事務局。そこはもう将来も含めてという意味だということです。

○刀禰次長 今のような御指摘ですと、今、堤専門委員が言われたケースは、多分、即日では対応できるわけがないので、そういう意味では課題というか事実関係と、正に指摘があったというレベルにとどまる議論になると思います。

○高橋部会長 ただ、今だと担当の問題意識で一生懸命バージョンアップする役所もあれば、そこはもうおおいおいらろうという役所もあったりするかもしれない。そこは課題としてあるのではないか、このような趣旨ではないでしょうか。駄目でしょうか。「ことがある」と。

○刀禰次長 「ことがある」は、課題で結構です。

○高橋部会長 では、「ことがある」ということで、次に行きましょうか。

これも、「ことがある」ですね。

これも、「ことがある」ということです。

「見直しの検討を進める」は、申し訳ないですが、「見直しを進める」。

6 ページはいかがでしょうか。これは細かな表現ぶりなので、一応、完成工事高の確認書類というのは残っているので、等の中に入りますので、ここはもうこの表現でお願いしたいと思います。

それから次、6 ページ、これが結構議論になりましたが、独法について、私もこの「参加の適否について」というのは、「参加していただく方向で」というのでは駄目ですか。参加を求める方向で検討を行う。

○刀禰次長 そう直したい気持ちはありますが、現に参加していないところは、どういう理由で参加していないのか我々は全く想像もつかないものですから、何か参加すると非常に難しい部分があるのかなんのか分からないのです。

○高橋部会長 ここで検討するので、それで障害があったらそれはしようがないという話になりませんか。

○刀禰次長 ですから、いずれかの段階で参加の適否について確認するということは、もちろんできるのです。

○高橋部会長 適否についてというと、今、申し上げていた、要するにしなくてもいいというニュアンスが後ろ向きに捉えられないかという話と受け取りました。参加を求める方向でと。方向だから、求めるというのではないので、求める方向で検討してもらおうということによろしいのではないのでしょうか。

○刀禰次長 求める方向で検討していただくのは、全くそれで結構だと思います。

○高橋部会長 ですから、「参加を求める方向で検討を行う」で、表現ぶりとしては問題ない。

○刀禰次長 検討が残るなら、それで結構だと思います。

○高橋部会長 「求める方向で検討を行う」。よろしいでしょうか。

○森下部会長代理 今のところは主語がないのだけれども、主語は入れなくていいの。

○高橋部会長 所管省庁は、ですか。

○森下部会長代理 そうだと思うのですけれども、あるいはその前の文ですね。参加するということで、省庁は、その次のところですね。そのままいいのですか。

○高橋部会長 この表現は、所管省庁はです。だから「所管省庁は、」にさせていただけれ

ばよろしい気がします。所管省庁は、参加を求める方向で検討を行うということです。

次ですが、「見直しを進める」でよろしいでしょうか。これは申し訳ないのですが、国交省が中心となりというところは、今の表現ぶりは内閣官房との調整がありますので、よろしく願います。

7ページはいかがでしょうか。これも同じですね。つまり、省庁ごとの中から担当、取りまとめをしていただく省庁があり得ることなので、全体がPだということで御理解いただければと思います。

他はいかがでしょうか。「見直しの検討を進める」は全部、「見直しを進める」で直してください。

○大田議長 このPは何でしたか。

○高橋部会長 一番最後のPは何だという御質問を頂戴しています。7ページ、対応の一番下の○のPの趣旨は何でしょうかという御質問ですが。

○大槻参事官 先程、物品・役務のほうで、複数部数の契約書の提出が求められており、事業者の確認が必要という意味でPを付けたところがありますので、これと同じように事業者に確認する必要があると考えましたので、Pを付けたところでした。

○高橋部会長 つまり、これがないとすると落ちる可能性があるということですか。

○大槻参事官 そうでございます。

○大崎専門委員 そこは私、すごく違和感があって、検討して、そんな複写の提出なんか求めているということであれば大いに結構な話で、別にもともと1部のものを1部にしろと言っているわけではないのです。ただ、そういう指摘があるのだから検討したほうがいいのではないですか。

○高橋部会長 どうぞ。

○川田専門委員 気になるのは、この対応が、誰が誰に対してお願いするものなのかがはっきりしていない点です。これは、この部会で事業者のアンケート、ヒアリングを受けた結果として、各省庁に対して入札・契約の手続の簡素化についての対応を求めるものですので、それを求める側が「削る」「削らない」の議論をするのではなく、もし事実と違うなら、省庁にそういう回答をしてもらえばいいと思います。したがって、その位置づけをもう少し明確にする表現をした方がいいのではないかと思います。

もう一点、「検討を進める」というのは、「検討をする」ではいけないのでしょうか。

○高橋部会長 「見直しを進める」。検討がもうなくなって、「見直しを進める」という表現に変えますということです。

○川田専門委員 そうですね。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

そうすると、ここの最後ですが、「問題点を抽出して見直しを進める」では駄目ですか。契約時に提出する書類について、「問題点を抽出して見直しを進める」。問題点がなければ見直さないということなので、よろしいでしょうか。

あとは時期ですが、9月を10月にしたということについてはいかがでしょうか。これは1カ月ずれるだけの修正です。

佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 ここに必要なに応じてヒアリングを実施する。多分、ヒアリングは実施するということと、先程申し上げましたように、この書類には事業者の作業時間なり負担を減らすということがどこにも出てこないの、少なくとも各省庁が取り組むのは当然、役所側の事務の削減ではなくて、事業者側の手数なり作業時間の削減ということなので、ここの○の2つ目について、「入札・契約手続の簡素化の取組」についてというところに、事業者の作業時間がどれだけ減ったのか等についてヒアリングを実施するということではないかと思うのです。つまり、減りました、減りました、我々のほうで自動化できましたということを知りたいわけではなくて、そういう取組によって事業者側の作業がどれくらい減ったかということがポイントなので、これだけ減りましたということを書いてもらい、それについてヒアリングし、チェックしていく。こういうことが明確になるように、今言った文言をつけ加えていただきたいと思います。

○高橋部会長 余り私は異論はないですが、事務局はいかがでしょう。

○大槻参事官 最終的には佐久間専門委員がおっしゃるように、どれだけ減ったのかということを検証することが大事だと思いますが、まずはこのような入札・契約は各省庁共通にまたがる課題でございますので、共通的にどう減らしていくのかという方策をまず考えていく、これが第一でございます。その上で、それを使ってみて、どれだけ減ったかということの検証のフェーズがあると思いますので、それは時間的に前後するかもしれませんが、そのように御理解いただけるのであれば、長い意味ではどれだけ減ったのかといったことも確認する必要があると思います。

○高橋部会長 注か何かで、ヒアリングする際には、事業者負担の軽減の見地からどれだけ有効なのかの視点も聞きますよということを書く。注で書くのはまずいのでしょうか。

○刀禰次長 全体として事業者負担の軽減のために取り組んでいただくというのは当然のこととして、その点がこの資料では分かりにくいというのは御指摘のとおりだと思います。ですから、その観点を入れることは大事だと思います。

他方、10月には何をしようかを取りまとめる段階なので、実際にその段階で実施できているわけではないもの多分多いわけですので、その時点でどれだけ減っているかというのは無理な質問なので、どのように減らしていくつもりなのかということをしっかりヒアリングしていくということだろうと、12月までのヒアリングについてはそういうことだろうと思います。

○高橋部会長 その部分を注か何かではっきり書いてくださいというお話だと思いますが、注ではまずいですか。

○佐久間専門委員 書いてあればいいです。

○高橋部会長 では、それで。

必要に応じてというのは、悪いのですが、全省庁を呼び出すかどうかは分からないので、どうでしょうか。

○刀禰次長 これは正に9月以降、どういう役所をどういうヒアリングするか、全体その他の課題もたくさんありますので、そこで御議論いただくテーマだと思っております。

○高橋部会長 「必要と認められた省庁に対して」というのでは駄目ですか。

○刀禰次長 ここについてはみんな必要に応じてと、他のところも同じように表現をしているので。

○高橋部会長 そういう趣旨だということですね。

○刀禰次長 ただ、別に直しても全然構いません。

○高橋部会長 佐久間専門委員、どうですか。そこは直したほうがいいですか。

○佐久間専門委員 今の部会長のおっしゃった形で入れていただければと思います。

○高橋部会長 「必要と認められた省庁に対してヒアリングを実施する」ということでよろしいでしょうか。ここだけちょっとはっきりさせるということで、統一はとれていないかもしれませんが。他に全体を見回していかがでしょう。ここである程度決まってしまうようなところがございますので。

なお、最終的な取りまとめ官庁の表現がどのようになるかは、事務局と私にお任せいただくということで、申し訳ございませんが、そののところだけは御一任いただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、前向きな御議論をいただきまして、ありがとうございました。このような形でまとめさせていただきたいと思います。

今、申しました最終的な表現ぶり等につきましては、次回も更に検討を続けてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日の議事は以上でございますが、最後に事務局から何かございますでしょうか。

○石崎参事官 次回の会議日程は、後日事務局から連絡いたします。

○高橋部会長 それでは、これにて会議を終了いたします。どうもありがとうございました。